

公 示 日:2026 年 10 月 14 日(水)

調達管理番号:26a00742

国 名:エチオピア

担 当 部 署:人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二チーム

調 達 件 名:エチオピア国みんなの学校:コミュニティ協働による教育開発プロジェクト(総括／コミュニティ協働型学校運営)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :総括／コミュニティ協働型学校運営
- (2) 格 付 :2 号
- (3) 業務の種類:専門家業務
- (4) 契約履行期間(予定):2026 年 11 月下旬から 2030 年 1 月中旬
- (5) 業務人月:25.30
- (6) 業務日数:

第 1 次:準備業務 5 日、現地業務 80 日、整理業務 1 日

本業務においては、計 12 回(目安)の渡航により業務を実施(全体で現地業務 672 日、準備・整理業務 58 日を想定)することを想定しており、第 1 次派遣を除いては、具体的な業務日程は提案が可能です。現地の状況や本プロジェクトに従事する他の専門家との調整のうえ、決定します。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

当該国の初等教育純就学率は 89.7%(2020/2021)から 95.7%(2023/2024 年)に改善したものの、依然として 7~18 歳の約 1,070 万人が不就学(うち 410 万人が中退)であり、特に初等段階での中退や家庭・社会的な就学阻害が課題とされている(Ethiopia Education Sector Analysis、2025 年)。また、教育の質に関しては、2023 年の全国学力調査(National Learning

Assessment)において、4年生、8年生の4割が Below Basic(40%以下の正答率)、8割が Below Basic もしくは Basic(40～60%の正答率)であり、基礎レベル未達となっている。また、10歳までに簡単な文章を読んで理解できない「学習貧困率」(Learning Poverty Rate)は90%を記録している(UNESCO、2019年¹⁾)。

エチオピア連邦政府は、国家開発政策「10ヵ年開発計画」(2021年～2030年)にて、教育分野強化による人的資源開発を重視し、公平で質の高い教育の提供や学力・教員の質向上を主要課題としている。また、連邦教育省は「第6次教育セクター開発計画(Ethiopia's Sixth Education Sector Development Program: ESDPVI)」(2020/21年～2024/25年)を策定、学習の質及び基礎学力の抜本的改善を重点目標に掲げ、学習危機への対応を国家レベルの重要課題としている。

また同国では、1999年に学校改善プログラム(School Improvement Program。以下「SIP」という。)が導入され、2010年にSIPガイドラインが体系化された。これにより、コミュニティの支援を得ながら学校の環境や学校運営の改善を目指すために各学校が満たすべき最低基準を定め、計画策定・実施する仕組みが整えられた。エチオピア政府は、世界銀行等の国際機関の援助を受け、学校運営交付金の支援等を行っている。これまで、保護者・教員・生徒会(Parents Teachers Students Association。以下「PTSA」という。)²を通じた活動を実施することにより、学校運営の改善に一定の効果がみられたが、学校運営交付金の活用に関する能力不足や、学校計画策定・実施へのコミュニティ参加度の低さなどが問題となっていた。このため、JICAは2021年～2023年に「学校運営改善アドバイザー」を派遣し、パイロット地域での学校運営改善の支援を行い、学校運営機能化や学力改善においても成果がみられた。一方、並行して実施された「科学技術のための算数・数学理解プロジェクト(The Project for Mathematical Understanding for Science and Technology。以下「MUST」という。)」(2019年～2023年)では、高校の数学教科書開発にかかる支援が実施された。その後、MUSTにて開発した教科書の実装に向け、生徒の学びの改善戦略に係る支援として「教科書・教材を活用した学びの改善アドバイザー」(2023年～2026年)が派遣された。これらの協力を通じて、高校生までに身に着けるべき既習事項(基礎的学力)が十分備わっていない課題が改めて認識され、初等レベルの基礎的

¹ [Ethiopia: Education Country Brief | International Institute for Capacity Building in Africa](#)

² エチオピアには、「学校改善プログラム(SIP)」政策のもと、「学校改善委員会(School Improvement Committee。以下「SIC」という。)」と呼ばれる学校運営に関わる調整機関が存在する。SICは、他開発ドナーや政府からの交付金を受け取るために義務付けられた受け皿のような位置づけとなっており、実質的にはあまり機能していない。一方、PTSAは保護者を含むコミュニティと学校を繋ぎ、学校を拠点とする教育活動を支援するための任意団体として各地で設立されており、これは「みんなの学校」アプローチにおける「学校運営委員会」に相当する。

学力向上につなげるべく、同案件の協力期間最終年(2025 年～2026 年)において、コミュニティ協働による学力改善に係る専門家を派遣した。同専門家活動のパイロット地域では、PTSA の機能化が見られ、住民参加による民主的選挙の実施や、年間計画に基づく活動、定期的な住民総会や補習活動等が自主的に進められている。これらの取り組みが、パイロット地域の学校生徒の基礎的学力向上に繋がっており、機能する PTSA モデル(基礎モデル)³・基礎学力改善モデル(発展モデル)⁴の有効性が確認されている。このように、所謂「みんなの学校」アプローチの一定の成果が確認されている一方で、この成果をより全国的な学力向上につなげるためには、学力改善に有効なモデルの改良や、パイロット地域外へのモデル展開・検証が不可欠である。

以上を踏まえ、上記アドバイザーによるパイロット成果を踏まえたモデル普及展開及び基礎的学力の向上のため、2025 年エチオピア連邦政府から日本政府に対し技術協力プロジェクトが要請され、2026 年採択された。本案件は、エチオピア連邦教育省教育プログラム・質改善局及びプロジェクト対象地域の州教育局 SIP 課とともに、コミュニティ協働による PTSA の機能化と持続的なモデル開発を行い、初等教育の基礎的学力向上のための活動を実施するものである。

なお、「案件概要表」は別紙 1 のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、「総括／コミュニティ協働型学校運営」として、他の専門家と共同して活動を計画・実施することを通じ、技術協力プロジェクト全体の成果発現を目指す。本専門家に期待される成果は、以下の通り。

- ・他プロジェクト専門家と連携・調整しながら、カウンターパート(以下「C/P」)である連邦教育省教育プログラム・質改善局及びプロジェクト対象地域の州教育局 SIP 課と協議のうえ、プロジェクトの基本枠組みに基づき、コミュニティ協働型学校運営に必要な現地人材が育成される。
- ・「みんなの学校」アプローチの普及展開に必要な研修が効果的且つ効率的に C/P 主体で実施されるよう、必要な技術的支援が行われる。

³ 機能するPTSAモデルは、「みんなの学校」アプローチにおける所謂「基礎モデル」を指し、①学校運営委員会の民主的設立、②住民総会での合意に基づく自立的学校活動計画の策定・実施、③域内ネットワークの設立を構成要素に含む。本アドバイザーによる技術協力においては、各要素のマニュアル策定・改訂、研修実施によりモデル導入を行っている。

⁴ 「学校運営改善アドバイザー」時のモデルは使い切りの算数ワークブックを活用していたが、持続性等の観点から、現在は板書型補習活動を導入している。本アドバイザーによる技術協力においては、ファシリテーター用のガイド・ワークブックの改訂・配布、導入研修を実施している。

- ・ 持続可能で普及展開可能なモデルとして PTSA に関するモニタリング体制が構築され、C/P によってプロジェクト対象地域外への普及戦略が提案されるよう、必要な助言・調整・支援が行われる。
- ・ プロジェクト対象地域外での経験共有会の実施に向けて、必要な助言・調整・支援が行われる。
- ・ プロジェクト周辺県での小規模経験共有活動(パイロット活動)の実施により、モデルの試行導入が行われる。

4. 業務の内容

本業務従事者は、連邦教育省及び州教育局の両 C/P 機関と連携し、過去「学校運営改善アドバイザー」及び「教科書・教材を活用した学びの改善アドバイザー」によるみんなの学校パイロット活動の経験・教訓を踏まえ、プロジェクト全体の成果発現にかかる計画・方針策定、技術的指導・助言を行う。具体的には、プロジェクト対象地域であるシダマ州内へのモデル導入・モニタリング体制構築を行うとともに、プロジェクト対象地域外への経験共有会の実施や他州での小規模経験共有パイロット活動により、将来的なプロジェクト対象以外の国内他地域への普及戦略検討を図る。

【総括の役割】

別紙 2 のとおり。

【派遣にかかる具体的担当事項】

1 次派遣にかかる具体的担当事項は、以下の通りとする。

(1) 第 1 次準備業務(2026 年 11 月下旬～12 月)

- ① エチオピアにおける過去の「みんなの学校」関連文書を確認し、同国の教育の現状と課題を踏まえた支援の状況を把握する。
- ② JICA 人間開発部及びエチオピア事務所と連絡・調整の上、現地における現地業務内容を整理する。
- ③ 3 年間のプロジェクト全体業務にかかるワーク・プラン(和文)を作成し、JICA 人間開発部による確認ののち、JICA 人間開発部およびエチオピア事務所に提出する。

- ④ 第 1 次現地業務の準備を行う。第 1 次現地業務開始時の、連邦教育省及びシダマ州教育局に対するプロジェクトの趣旨及び業務計画の説明に向けたワーク・プラン(英文)の作成を含む。

(2)第 1 次現地業務(2027 年 1 月～2027 年 3 月)

- ① 現地業務開始時に、連邦教育省ならびにシダマ州教育局への表敬訪問を行い、プロジェクト趣旨の説明等を行い、ワーク・プランの承認を得る。
- ② 州教育局から「みんなの学校」アプローチの進捗・実施状況の情報収集・ヒアリングを行い、前専門家派遣終了後(2026 年 9 月以降)の実態を確認する。具体的には、主要な学校訪問、関係者へのヒアリングや実地調査等を通じて、PTSA の運営状況(民主的再編、参加型且つ自立的な活動計画策定・資源管理)、PTSA 連合形成の動向、基礎学力改善モデルにおける補習活動の実施状況等の確認を含む、「PTSA 機能状況確認調査」を実施する。現状確認対象は、2023 年度までの専門家パイロット地域であるアルタチュコワレダ(郡)、2026 年度までの専門家パイロット地域である南部ゾーンの主要な学校を想定する。
- ③ 上記②の現状確認を踏まえ、ワーク・プランに従い、基礎モデル及び学力向上モデルが導入済みである南部ゾーン(県)のフォローアップを行う。また、シダマ州内への普及展開にあたり、南部ゾーンの基礎算数学力改善モデル効果確認のための「基礎算数学力簡易調査」⁵の実施方針や今後の普及戦略を立てる。
- ④ 南部ゾーン外の新規 1 ゾーンへのモデル導入研修の実施方針・計画を立て、準備を行う。
- ⑤ 新規 1 ゾーンへのモデル導入研修を開始する。

(3)第 1 次整理業務(2027 年 3 月)

現地業務を整理し、JICA 人間開発部及びエチオピア事務所に第 1 次現地業務結果報告書(和文)を提出し、現地業務結果を報告の上、第 2 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

第 2 次現地業務以降は、具体的な日程を提案のうえ、ワーク・プランに沿って活動を実施し、現地業務後に現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA 人間開発部、エチオピア事務所へ提出する。

2 次派遣以降に想定される担当事項は次のとおりとする。

⁵ 「2次派遣以降に想定される担当事項」(1)「発展モデル」に関する記載の通り。簡易調査の実施時期は、2027年5月頃の学年度末を想定。「算数教育」専門家の第1次渡航をこの時期に想定する。

(1) シダマ州全 5 ゾーンへの基礎モデル・発展モデルの研修実施・導入⁶

① 基礎モデル

- 民主的選挙の設立にかかる研修、活動計画策定・住民集会・モニタリングにかかる研修を 2 段階で実施することを想定する(①ワレダ(郡)レベルでの講師研修、②学校現場レベルの PTSA 代表及び教員を対象とした研修)。
- 現場の状況やニーズ、C/P 意向等を踏まえて、都度研修の実施体制を見直し、「業務調整／研修計画」専門家を含む他業務従事者とともに検討する。

② 発展モデル

- 基礎学力改善モデルの算数補習活動について、モデルの有効性を確認するための「基礎算数学力簡易調査」を行う。
- 上記、【派遣にかかる具体的担当事項】(2)第 1 次現地業務(2027 年 1 月～2027 年 3 月)②の「PTSA 機能状況確認調査」は、あくまで補習活動の実施状況を確認するものであり、パイロット地域での継続状況を踏まえて「基礎算数学力簡易調査」を行う。
- 「基礎算数学力簡易調査」は、プロジェクト対象地域において、生徒の学力状況や補習活動の効果を確認する位置づけであり、パイロット地域(南部ゾーン)だけでなく、これまでの介入がないゾーンも含めてベースラインを把握するもの。
- 調査結果を踏まえて、モデルの改良・強化を行いつつ、他ゾーンへカスケード式のモデル導入により展開することを想定する。生徒の学力は、初回の「基礎算数学力簡易調査」以降も、学年度ごとに可能な方法で集計し、学力向上状況を都度モニタリングすることを想定する。
- 算数補習活動については、「算数教育」専門家とともに検討し進める。
- プロジェクト終了前に、PTSA の機能状況および基礎算数学力に関する簡易エンドライン調査を実施する。

(2) モニタリング体制の構築・強化⁷

- PTSA 間及び PTSA 連合間の相互の学び促進並びに教育行政による能力強化を目的として、ゾーンレベルの PTSA ネットワーク構築に係るパイロット活動を実施する。

⁶ 技術協力プロジェクト全体の限られた専門家人月と現地活動費の中で、いかに費用対効果を高く研修実施し、プロジェクト終了後も現地側で持続的に活動が継続されるベースを作ることが重要である。シダマ州内でどのような関係者と具体的にどのような手法を用いて、効率的且つ効果的に「基礎モデル」・「発展モデル」普及ができるか、具体的手法の提案を求める。

⁷ 技術力プロジェクト終了後も C/P 主導で現場側関係者によって持続的な活動が実施されるよう、協力期間中に基盤となるモニタリング体制を構築する必要がある。これまでのエチオピアでの個別専門家によるモニタリング体制や他国「みんなの学校」アプローチ等を参考にしつつ、具体的なモニタリング手法の提案を求める。

- 対象地域内(シダマ州内)で、州教育局、ゾーン教育局、郡(ワレダ)教育事務所を対象とした経験共有ワークショップを実施する。

(3)シダマ州周辺 1 州 1 ワレダへのモデルの試行導入⁸

- プロジェクトの主な対象地域は、シダマ州だが、連邦教育省の意向を汲み、シダマ州周辺州の 1 ワレダにおいて、小規模経験共有活動(パイロット活動)を実施する。それにあたって、プロジェクト開始 1 年以内に対象地を選定し、安全上の確認を事務所と行ったうえで、JICA 人間開発部・事務所・連邦教育省の合意のもと、活動を開始する。

(4)シダマ州以外の国内他州を対象とする経験共有会の実施⁹

- 残るエチオピア国内の他州への経験共有会を、1 回以上実施できることが望ましい。実施に当たっては、各州教育局および連邦教育省 SIP 課より主要人材の参加を募る。
- 開催地は、アクセスの観点からアディスアベバでの主催とするか、学校視察等を考慮してシダマ州での実施とするか、シダマ州教育局や事務所・人間開発部とも協議のうえ、最終決定する。

最終整理業務

全ての現地業務終了後に、専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

【留意事項】

① 連邦教育省と州教育省の関わりについて

- ・ エチオピアは連邦共和制であることから、連邦教育省と州教育局の位置づけについて理解し、適時、連邦教育省に情報共有を行いつつ、プロジェクトの主な対象地であるシダマ州の教育局と日常的に密な調整・連携を行う。
- ・ 研修実施費用や教材配布費用等にかかる双方の負担については、詳細計画策定調査を通じ、別紙 1 案件概要表の通り、先方 C/P と整理し、合意済み。

⁸ 連邦教育省による各州への裨益の公平性の観点から、シダマ州以外の州へのアプローチ導入を行うにあたって、どのような基準や観点から対象地域を選定する必要があり、どのような関係者を巻き込む必要があるか、具体的な提案を求める。特に、シダマ州への導入開始後である状況を踏まえ、州同士の関係者の連携や情報共有が重要な要素となりうる。

⁹ 連邦教育省として、特定の州に限らず全国への裨益を求める観点からも、同経験共有会の実施により他州へも裨益することが期待されている。また、シダマ州教育局の経験を他州に広く共有する場を設けることで、シダマ州関係者自身にとっても現状を見つめなおす機会となりうる。プロジェクトにて実施費用は負担するものの、如何にして現場関係者主導で、プロジェクト終了後の持続性に寄与する形で実施ができるか、具体的な提案を求める。

② プロジェクト実施体制

本プロジェクトの実施体制は、6. 業務上の特記事項 (1)②に記載通り、本専門家を含む 3 名の業務従事者で構成されるが、それぞれの作業の進捗状況及び優先順位に基づき、双方の合意のもとで、必要に応じて、適宜作業量等を調整する。

③ 簡易ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための PDM に基づき、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 本調査には、プロジェクト開始直後の現状確認調査(「PTSA 機能状況確認調査」)と、プロジェクト開始後最初の学年度末のタイミングで実施する基礎学力にかかる調査(「基礎算数学力簡易調査」)がある。
- 前者は、別紙 1.案件概要表「4. 事業の枠組み(5)主な活動」1.1 および 2.1 に該当するため、過去 JICA 専門家支援によって導入された PTSA の民主的再編、参加型且つ自立的な活動計画策定・資源管理、PTSA 連合の形成、基礎学力向上モデルの実施状況などの確認業務の一環として実施する。
- 基礎算数学力のベースラインに関しては、別紙 1.案件概要表「4. 事業の枠組み(5)主な活動」2.5 に該当するものであり、上記、「4. 業務の内容」【派遣にかかる具体的担当事項】「2 次派遣以降に想定される担当事項」「(1)シダマ州全 5 ゾーンへの基礎モデル・発展モデルの研修実施・導入」「②発展モデル」に記載の内容を想定する。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

・ 簡易エンドライン調査

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了前に簡易調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

④ 横断的事項について

- ・ ジェンダー主流化に資する活動

- エチオピアにおいては、歴史的・文化的背景に根差すジェンダー観が浮き彫りとなっており、前アドバイザー活動時においても、学校運営委員会役員メンバーの極端な女性の少なさや住民集会の女性参加率の低さ、またそれに対する課題認識の欠如等が確認されている。
- 本案件では、地域の状況を踏まえて、調査やモニタリング・評価の過程における男女別のデータ収集などにより男女別のジェンダー課題に関する現状を把握し、主に下記の点に焦点を当て、ジェンダー平等を推進する
- ①PTSA 定例会及び住民総会の開催に当たっては、地域の状況を踏まえ、女性の参加を促進する観点から、開催日時及び曜日を適切に設定するよう推奨する(具体的には、定期市場日や宗教行事、家事負担の大きい時間帯を回避するなど)。
- ②民主的選挙の実施に関する研修においては、各 PTSA 役員に少なくとも 1 名の女性メンバーを含めることを推奨する旨を明示的に説明し、初等学校のうち、無記名投票により(少なくとも 1 名の女性を含む)PTSA 役員を(再)選出している学校の割合が XX%に達することを指標として設定する(指標の目標値はプロジェクト対象地域における基礎モデル導入前の実態調査を踏まえて決定する)。
- また、関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』(特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。
- ・ 障害主流化に関して
 - 詳細計画策定調査において、対象地域で身体的障害を有する児童・生徒が一定数在籍し、学校レベル及び教育行政レベルでの支援が実施されている状況が確認されている。本事業において、対象地域の障害児のアクセスや参画にかかる課題解決に向けた直接的な活動は想定しないが、SDGs ゴール 4(全ての人に包括的で公正な質の高い教育)及び JGA「誰一人取り残さない教育の改善クラスター」のもと、障害の有無にかかわらず全ての子どもが平等に教育の機会が確保されるよう考慮する。
- ⑤ 他案件との連携
 - ・ 現在、連邦教育省において、Education Sector Development Programme VI (ESDP VI)(2020/21–2024/25)に続く後継の ESDPⅦの策定が進められている。必要に応じて、連邦教育省に派遣されている個別専門

家「理数科教育マネジメント」と情報共有を行い、「みんなの学校」に関連する事項と省令の関係性を確認しつつ、適宜連邦教育省にも情報共有やインプットを行い、モデルの全国展開に向けた重要性の理解を得る必要がある。

- ・ また、ガバナンス・平和構築部主管の「北部紛争影響地域における復興支援プロジェクト(開発計画調査型)」(2024～2027 年)においては、紛争地域の教育支援が含まれるため、適宜情報共有等を行い、他地域への展開の可能性を模索する。

⑥ 他国際機関や開発パートナーとの連携

- ・ 「みんなの学校」アプローチの将来的な普及を見据え、他機関の関連プロジェクトに関する情報収集や、本案件の情報共有を必要に応じて行う。具体的には、Global Partnership for Education(GPE)資金活用による同アプローチの普及展開方策の検討や、初等教育レベルでプロジェクトを推進する UNICEF 等との連携など、他機関との情報共有を通じて、将来的な可能性を模索することを想定する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	シダマ州内への基礎モデル・発展モデル普及・定着の具体的手法	【派遣にかかる具体的担当事項】 (1)シダマ州全 5 ゾーンへの基礎モデル・発展モデルの研修実施・導入。 (2)モニタリング体制の構築・強化。
2	シダマ州外への経験共有会の具体的実施手法	【派遣にかかる具体的担当事項】 (4)シダマ州以外の国内他州を対象とする経験共有会の実施。
3	シダマ州周辺 1 ワレダの選定方針	【派遣にかかる具体的担当事項】 (3)シダマ州周辺 1 州 1 ワレダへのモデルの試行導入。

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	コミュニティ協働型教育改善案件に係る各種業務
対象国及び類似地域	エチオピア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ¹⁰	第1次現地業務開始より1か月以内 ¹¹	JICA 人間開発部	－	英語	電子データ
		JICA エチオピア事務所	－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
現地業務結果報告書	各現地業務終了より2週間以内	JICA 人間開発部 JICA エチオピア事務所	－	日本語	電子データ
専門家業務完了報告書 ¹²	契約履行期限末日	JICA 人間開発部 JICA エチオピア事務所	－	日本語	電子データ
事業完了報告書 ¹³	契約履行期限末日	JICA 人間開発部 JICA エチオピア事務所	－	日本語	電子データ

(補足)

- 本専門家は総括としてプロジェクト全体の実施状況を取りまとめる立場にあるため、各現地業務終了時に提出する「現地業務結果報告書」においては、他の業務従事者の担当部分についても簡潔に含め、プロジェクト全体の進捗状況を報告する。
- プロジェクト終了時には、事前に他の業務従事者と調整のうえ、「事業完了報告書」をプロジェクトとしてまとめて提出する。同報告書は、履行期限3か月前をめどにドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て最終化する。
- JICA 人間開発部へ提出する成果品には含めないものの、最終渡航終了時にC/P への報告資料として「簡易版業務完了報告書」(英文)等の形でまとめ、先

¹⁰ 3年間のプロジェクト全体にかかる計画を整理し、現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成するもの。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①業務の概要(背景・経緯・目的)、②実施の基本方針、③実施の具体的方法、④実施体制、⑤業務フローチャート、⑥先方実施機関便宜供与事項、⑦その他必要事項

¹¹ 第1次現地渡航前の準備業務期間にて、和文「ワーク・プラン」案を人間開発部に提出し、確認を得る。

¹² 「総括／コミュニティ協働型学校運営」専門家としての業務報告。

¹³ プロジェクト全体として、案件終了時点までの取り組み結果をまとめた事業の記録資料。業務従事者の他2名が各自の担当分野にかかる部分を総括に先行して作成し、総括は他業務従事者報告内容を踏まえ、「事業完了報告書」としてまとめる。

方へ報告すること。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 情報収集・データの提供
 - ・ 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
 - ・ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、学校の夏季休暇期間や現地祝日等を考慮してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア 総括／コミュニティ協働型学校運営(本専門家)

イ 算数教育

ウ 業務調整／研修計画

※ イは別途公示する業務実施契約単独型にて実施予定。派遣時期は、「総括／コミュニティ協働型学校運営」専門家が作成する「ワーク・プラン」に基づき決定する。「算数教育」専門家の全体人月は、およそ7.75人月、計6回(目安)の渡航により業務を実施することを想定し、初回準備業務は2027年3月頃、第1次現地渡航は4月～5月頃を予

定する。第2次現地渡航以降の当該専門家の活動時期は、総括が、第1回現地渡航前の準備業務期間中(2026年12月まで)に和文「ワーク・プラン」(案)の中にまとめ、JICA 人間開発部に提出する。

※ ウは長期専門家として別途派遣予定(2027年1月～2029年12月)。TOR 詳細は、別紙3の通り。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育グループから配付しますので、hmgbe@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 専門家業務完了報告書(エチオピア国学校運営改善アドバイザー)
- ・ 専門家業務完了報告書(エチオピア国教科書・教材を活用した学びの改善アドバイザー)

② 本業務に関する以下の資料が JICA ホームページ及び JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ エチオピア国「北部紛争影響地域における復興支援プロジェクト」(2024-)事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=202311194&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search

選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出 期限日	2026年 10月 28日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年 11月 9日まで

7. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等:特になし
- (2) 必要予防接種:特になし

8. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

- (2) 見 積 書 提 出 部 数:1 部
(3) 提 出 方 法:国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果説明の取り止め:2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載 (<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

9. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

10.見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 臨時会計役の委嘱

プロジェクト全体の一般業務費や機材費等の活動にかかる経費については、JICA エチオピア事務所より「業務調整／研修計画」担当の直営専門家の業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。同臨時会計役は、事前に総括を含む他の業務従事者と相談し、合意のもと、全体の活動費の計画策定・支出管理等を行います。総括は、「業務調整／研修計画」専門家によって作成される予算計画の確認業務を担います。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

*臨時会計役とは、会計役としての職務(例：経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例：現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 便宜供与内容

- ア) 空 港 送 迎:第 1 次現地派遣到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿 舎 手 配:第 1 次現地派遣到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ:あり
- エ) 通 訳 備 上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ:第 1 次現地派業務開始時における C/P 機関との

協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供:シダマ州教育局内における執務スペース提供(ネット環境完備予定)

11. 特記事項

(1)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1)第1回(契約締結後):契約金額の12%を限度とする。
- 2)第2回(契約締結後13か月以降):契約金額の12%を限度とする。
- 3)第3回(契約締結後 25 か月以降):契約金額の12%を限度とする。
- 4)第4回(契約締結後 37 か月以降):契約金額の4%を限度とする。

(2)部分払の設定

本契約については、以下の部分払を設定します。¹⁴具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1)2027 年度(2028 年 2 月頃)
- 2)2028 年度(2029 年 2 月頃)

(3)その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を

¹⁴ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

案件概要表

1. 案件名(国名)

国名: エチオピア連邦民主共和国(エチオピア)

案件名: みんなの学校: コミュニティ協働による教育開発プロジェクト

The Project for Educational Development through
Community-wide Collaboration: School for All

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

当該国の初等教育純就学率は 89.7% (2020/2021) から 95.7% (2023/2024 年) に改善したものの、依然として 7~18 歳の約 1,070 万人が不就学(うち 410 万人が中退)であり、特に初等段階での中退や家庭・社会的な就学阻害が課題とされている(Ethiopia Education Sector Analysis、2025 年)。また、教育の質に関しては、2023 年の全国学力調査(National Learning Assessment)において、4 年生、8 年生の 4 割が Below Basic(40%以下の正答率)、8 割が Below Basic もしくは Basic(40~60%の正答率)であり、基礎レベル未達となっている。また、10 歳までに簡単な文章を読んで理解できない「学習貧困率」(Learning Poverty Rate)は 90%を記録している(UNESCO、2019 年¹⁵⁾。

エチオピア連邦政府は、国家開発政策「10 カ年開発計画」(2021 年~2030 年)にて、教育分野強化による人的資源開発を重視し、公平で質の高い教育の提供や学力・教員の質向上を主要課題としている。また、連邦教育省は「第 6 次教育セクター開発計画(Ethiopia's Sixth Education Sector Development Program: ESDPVI)」(2020/21 年~2024/25 年)を策定、学習の質及び基礎学力の抜本的改善を重点目標に掲げ、学習危機への対応を国家レベルの重要課題としている。

また同国では、1999 年に学校改善プログラム(School Improvement Program。以下「SIP」という。)が導入され、2010 年に SIP ガイドラインが体系化された。これにより、コミュニティの支援を得ながら学校の環境や学校運営の改善を目指すために各学校が満たすべき最低基準を定め、計画策定・実施する仕組みが整えられた。エチオピア政府は、世界銀行等の国際機関の援助を受け、学校運営交付金の支援等を行っている。これまで、保護者・教員・生徒会(Parents Teachers

¹⁵ [Ethiopia: Education Country Brief | International Institute for Capacity Building in Africa](#)

Students Association。以下「PTSA」という。)¹⁶を通じた活動を実施することにより、学校運営の改善に一定の効果がみられたが、学校運営交付金の活用に関する能力不足や、学校計画策定・実施へのコミュニティ参加度の低さなどが問題となっていた。このため、JICA は 2021 年～2023 年に「学校運営改善アドバイザー」を派遣し、パイロット地域での学校運営改善の支援を行い、学校運営機能化や学力改善においても成果がみられた。一方、並行して実施された「科学技術のための算数・数学理解プロジェクト(The Project for Mathematical Understanding for Science and Technology。以下「MUST」という。)」(2019 年～2023 年)では、高校の数学教科書開発にかかる支援が実施された。その後、MUST にて開発した教科書の実装に向け、生徒の学びの改善戦略に係る支援として「教科書・教材を活用した学びの改善アドバイザー」(2023 年～2026 年)が派遣された。これらの協力を通じて、高校生までに身に着けるべき既習事項(基礎的学力)が十分備わっていない課題が改めて認識され、初等レベルの基礎的学力向上につなげるべく、同案件の協力期間最終年(2025 年～2026 年)において、コミュニティ協働による学力改善に係る専門家を派遣している。現在、同専門家活動のパイロット地域では、PTSA の機能化が見られ、住民参加による民主的選挙の実施や、年間計画に基づく活動、定期的な住民総会や補習活動等が自主的に進められている。この結果、パイロット地域の学校生徒の基礎的学力向上に繋がっており、機能する PTSA モデル¹⁷・基礎学力改善モデル¹⁸の有効性が確認されている。このように、所謂「みんなの学校」アプローチの一定の成果が確認されている一方で、この成果をより全国的な学力向上につなげるためには、学力改善に有効なモデルの改良や、パイロット地域外へのモデル展開・検証が不可欠である。

以上を踏まえ、上記アドバイザーによるパイロット成果を踏まえたモデル普及展開及び基礎的学力の向上のため、エチオピア連邦政府から JICA に対し技術協力プロジェクトが要請された。本案件は、エチオピア連邦教育省教育プログラム・質改善局及びプロジェクト対象地域の州教育局 SIP 課とともに、コミュニティ協働による PTSA の機能化と持続的なモデル開発を行い、初等教育の基礎的学力向上のための活動を実

¹⁶ エチオピアには、「学校改善プログラム(SIP)」政策のもと、「学校改善委員会(School Improvement Committee。以下「SIC」という。)」と呼ばれる学校運営に関わる調整機関が存在する。SICは、他開発ドナーや政府からの交付金を受け取るために義務付けられた受け皿のような位置づけとなっており、実質的にはあまり機能していない。一方、PTSAは保護者を含むコミュニティと学校を繋ぎ、学校を拠点とする教育活動を支援するための任意団体として各地で設立されており、これは「みんなの学校」アプローチにおける「学校運営委員会」に相当する。

¹⁷ 機能するPTSAモデルは、「みんなの学校」アプローチにおける所謂「基礎モデル」を指し、①学校運営委員会の民主的設立、②住民総会での合意に基づく自立的学校活動計画の策定・実施、③域内ネットワークの設立を構成要素に含む。技術協力においては、各要素のマニュアル策定・改訂、研修実施によりモデル導入を行う。

¹⁸ 「学校運営改善アドバイザー」時のモデルは使い切りの算数ワークブックを活用していたが、持続性等の観点から、現在は板書型補習活動を導入している。技術協力においては、ファシリテーター用のガイド・ワークブックの改訂・配布、導入研修を実施している。

施するものである。

(2) エチオピアに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対エチオピア連邦民主共和国国別開発協力量針(2017 年 4 月)の重点分野である「教育・保健」の中で、理数科教育に重点を置いた包括的教育協力の展開に向け、アクセスの更なる向上と教育の質改善が述べられている。また、同国は現在の低所得国から 2050 年までの中所得国入りを目指しており、JICA は同開発協力量針の産業人材育成プログラムに基づき、これまで理数科分野の教材作成及び教員研修等を通じた教育の質の向上に寄与する技術協力に取り組むとともに、無償資金協力では学習環境及びアクセスの改善にあたり、初等及び前期中等学校の施設整備に取り組んできた。「JICA 国別分析ペーパー」(2025 年 3 月)においては、新たな協力プログラムのうち「人的資源開発」にて、基礎教育へのアクセス・質の改善に継続的に取り組み、理数科教育や学校運営改善の協力アセットを効果的に活用・拡大することを掲げている。さらに本事業は、2021 年に策定した課題別事業戦略(JICA グローバルアジェンダ。以下「JGA」という。)の中でも「コミュニティ協働型教育改善クラスター(通称:みんなの学校クラスター)」の実現に貢献するものである。先行案件「教科書・教材を活用した学びの改善アドバイザー」にて確認された、高校までに身に着けるべき算数の既習事項に関する課題に対応するため、初等教育において学校運営改善活動を通じて基礎的な学習能力の改善を図るものであり、同国の優先政策と JICA の協力量針に合致する。

また、TICAD9 における日本の取り組みとして、「教育(若者・女性を中心にした能力強化や人材育成)」が位置付けられており、「みんなの学校プロジェクト等を通じた 1 千万人の子どもの学びの改善」に寄与するものであり、SDGs ゴール 4(質の高い教育の確保)に資する事業である。

(3) 他の援助機関の対応

エチオピア政府は、教育の質向上のため、世界銀行等の援助を受け、「教育のためのグローバルパートナーシップ(Global Partnership for Education。以下「GPE」という。))」が拠出する教育セクターの財政支援プログラム「教育の質改善プログラム(General Education Quality Improvement Program。以下「GEQIP」という。))」を実施した。現在、その後継として、世界銀行と GPE 支援のもとで「学習のための教育変革オペレーション(Education Transformation Operation for Learning。以下「ETOL」という。))」として、初等教育の基礎科目(算数・理科・読解等)を重点科目として位置づけ、教員養成の強化、新カリキュラム対応教材の整備、学習評価やデータ活用など包括的な改革を行っており、この中には学

校運営交付金の支援も含まれている。

国際 NGO の TaRL Africa¹⁹は、インドの教育支援 NGO・Pratham が開発した読み書き・算数の習熟度別学習支援法(Teaching at the Right Level。以下「TaRL」という。)アプローチのパイロット活動を、連邦教育省と協働して実施している。オロミア州教育局主導での州内普及や、UNICEF 及び国際 NGO である Imagine1Day²⁰との連携のもと小規模パイロットを南部エチオピア州、南西エチオピア州、ベニシャングル・グムズ州で展開している。なお、JICA は、2024 年 11 月に TaRL Africa と業務協力協定(MOC)を結び、連携強化を進めている。

UNICEF は、連邦教育省を中心とした全国レベルの政策支援に加え、上記 TaRL Africa との連携支援、並びに北部及び周縁地域における教育緊急支援を含む、複数州にまたがる教育協力を展開している。特に我が国との UNICEF 連携無償「アムハラ州及びティグライ州における社会インフラ整備計画」により、紛争影響地域の小・中学校の施設建設・改修、学校内の水衛生施設改修などを行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、プロジェクト対象地域において、コミュニティ協働による PTSA の機能化と持続的なモデルの開発を行うことにより、対象地域外への拡大展開に向けた戦略の確立を図り、もって初等教育の基礎的学力の改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

エチオピア シダマ州及び周辺州

※主な対象地域はシダマ州とし、プロジェクト後半にシダマ州周辺州の 1 郡(フレダ)にて小規模の経験共有パイロット活動を実施する。後者の対象州と対象フレダはプロジェクト実施中に決定する。

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:連邦教育省教育プログラム・質改善局、シダマ州教育局、シダマ州周辺州(経験共有パイロット活動実施地域)教育局、県教育局、郡教育事務所、教員(校長を含む)、PTSA メンバー(コミュニティ、保護者等)、その他州教育局

最終受益者:シダマ州公立初等学校 1,051 校、シダマ州初等学校児童約 80 万人、シダマ州周辺州 1 フレダ(経験共有パイロット活動実施地域)の初等学校・児童

21

¹⁹ TaRLアプローチのアフリカ展開を担う、ケニア・ナイロビに本部を置く国際NGO。JICAはこれまで、同アプローチを取り入れたコミュニティ協働型学習改善モデルを2017年からマダガスカルとニジェールで展開している。

²⁰ エチオピアにおける初等・中等教育の普及を推進する国際NGOであり、学校建設や教師研修、教育関係者等の能力強化を通じて持続可能な教育体制の構築を目指す。

²¹ 目安として、シダマ州と類似規模の周辺州1フレダを選定する場合、初等学校は約30校／郡、児童は約2.4万人／郡程度が想定される。但し、地域ごとの社会経済条件等により大きく変動するため、具体的数字は対象地域決定後に整理する。

- (4) 総事業費(日本側)
3.24 億円
- (5) 事業実施期間
2027 年 1 月～2029 年 12 月を予定(計 36 カ月)
- (6) 事業実施体制
 - ・ 連邦教育省教育プログラム・質改善局(Federal Ministry of Education, Education Program and Quality Improvement)
 - プロジェクト全体の連邦レベルでの監督
 - 将来的な普及戦略策定及び必要なリソース動員支援
 - ・ シダマ州教育局 SIP 課(Sidama Regional Education Bureau, School Improvement Program Directorate)
 - プロジェクト実施監理の主導
 - プロジェクトチームとの連携・調整
 - 連邦教育省への進捗や実施状況に関する情報共有
- (7) 投入(インプット)
 - 1)日本側
 - ① 専門家派遣(合計約 68 人／月):(業務主任者／コミュニティ協働型学校運営、算数教育、業務調整／研修計画)
 - ② プロジェクトスタッフ・アシスタントや運転手等現地補助要員の雇用にかかる費用
 - ③ プロジェクト活動費:プロジェクトが実施する導入研修・ワークショップ等に係る費用
 - ④ 機材供与:プロジェクトが使用する機材(車両、事務用品等)の調達及び維持管理
 - ⑤ プロジェクトに関連するデータ・情報の提供
 - 2)エチオピア国側
 - ① カウンターパートの配置(連邦教育省教育プログラム・質改善局、州教育局 SIP 課、県(ゾーン)教育局、ワレダ教育事務所、合同調整委員会(JCC)議長・メンバー等の配置)
 - ② 専用執務スペースの提供(水道・光熱費含む)
 - ③ 連邦教育省及び州教育局における通常業務の範囲内でのモニタリング及びフォローアップ等、活動にかかる費用
 - ④ プロジェクトに関連するデータ・情報の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

我が国は教育分野において、2007 年より無償資金協力を通じて、小学校²²・中学校²³・高校建設²⁴の支援を行い、教育へのアクセスの改善にかかる支援を実施してきた。また、先方教育省の掲げる理工科人材育成・理数科教育の質改善に関し、主に第 7、8 学年の理数科教員の授業改善に向けた現職教員研修システムのモデル確立²⁵、第 7、8 学年の学習到達度改善を目指した理数科アセスメント能力強化²⁶、第 9～12 学年算数数学のカリキュラム・教科書改訂支援²⁷の技術協力を行った。また、国別研修において、理科カリキュラムの策定・実施・評価にかかる関係者の能力強化²⁸、コンピテンシー・ベース教育(Competency Based Learning)に基づくカリキュラムの実践プロセスを担う実務者の能力強化²⁹を行っている。

住民参加型教育開発の分野では、2 フェーズに亘り技術協力プロジェクトを実施³⁰し、オロミア州においてコミュニティと行政の協働による学校建設・運営モデル及び学校運営改善研修を開発・導入した。同プロジェクトの課題として制度化・普及が挙げられ、他国で普及実績を積み重ねてきている「みんなの学校」アプローチの導入可能性を模索するべく、シダマ州にて学校運営改善モデルのパイロット活動を実施した³¹。

2.(1)の通り、2023 年以降「教科書・教材を活用した学びの改善アドバイザー」派遣を通し、MUST で開発された高校数学教科書活用に係る支援を実施した際、高校までに身につけるべき既習事項が十分に定着していないという課題が改めて確認されたため、後期中等レベルに対する支援から初等教育(主に第 1～6 学年)の基礎的学習に対する支援への方針転換を行った。その際、「学校運営改善アドバイザー」にて成果が確認されている「みんなの学校」アプローチの普及によって、コミュニティ協働による学校運営改善及び基礎的学力向上を目指すこととした。

現在実施中案件との連携・相乗効果においては、個別専門家「理数科教育マネジ

²² オロミア州小学校建設計画(2007～2010年)

²³ アムハラ州中学校建設計画(2011～2018年)、南部諸民族州中学校建設計画(2012～2016年)

²⁴ シダマ州における中等学校整備計画(2024年～実施中)

²⁵ 理数科教育改善プロジェクト(SMASEE, 2011-2014)

²⁶ 理数科教育アセスメント能力強化プロジェクト(LAMS, 2014-2017)

²⁷ 科学技術のための算数・数学理解プロジェクト(MUST, 2019-2023)

²⁸ 小学校理科教育の質的向上(2021-2024)

²⁹ 初等・中等におけるSTEAM(理科)教育の質的向上(2025-2027)

³⁰ 住民参加型基礎教育改善プロジェクト(ManaBU, 2003-2008年)、住民参加型初等教育改善プロジェクト(Ho! ManaBU, 2008-2012年)

³¹ 学校運営改善アドバイザー(2021-2023)

メント」(2026～2028 年)が、連邦教育省をカウンターパートとして、政策レベルで理数科教育をはじめ教育セクター全般の戦略に関わるため、適切な情報共有等によって連邦と州レベルの連携促進が期待される。また、ガバナンス・平和構築部主管の「北部紛争影響地域における復興支援プロジェクト(開発計画調査型)」(2024～2027 年)においては、紛争地域の教育支援が含まれるため、情報共有・連携を行うことで、同国教育セクター支援全体における相乗効果を図る。

2)他の開発協力機関等の活動

上記 2.(3)の通り。

(9)環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1)環境社会配慮

① カテゴリ分類(C)

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2)横断的事項

対象地域において、身体的障害を有する児童・生徒が一定数在籍し、学校レベル及び教育行政レベルでの支援が実施されている状況を確認した。本事業において、対象地域の障害児のアクセスや参画にかかる課題解決に向けた直接的な活動は想定しないが、SDGs ゴール 4(全ての人に包括的で公正な質の高い教育)及び JGA「誰一人取り残さない教育の改善クラスター」のもと、障害の有無にかかわらず全ての子どもが平等に教育の機会が確保されるよう考慮する。

また、本事業は、コミュニティ協働を通じた基礎教育の質向上及び初等教育の基礎的学力の向上の観点から、教育と健康分野の気候変動の影響に対応するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と矛盾がないものである。

3)ジェンダー分類:

【ジェンダー案件】「GI(S)ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>

対象地域においては、文化的背景等に起因する女性の PTSA 役員への参画や活動参加が低いなどのジェンダーに基づく課題に対し、①PTSA 定例会及び住民総

会の開催に当たっては、地域の状況を踏まえ、女性の参加を促進する観点から、開催日時及び曜日を適切に設定するよう推奨する(具体的には、定期市場日や宗教行事、家事負担の大きい時間帯を回避するなど)、②民主的選挙の実施に関する研修においては、各 PTSA 役員に少なくとも 1 名の女性メンバーを含めることを推奨する旨を明示的に説明し、初等学校のうち、無記名投票により(少なくとも 1 名の女性を含む)PTSA 役員を(再)選出している学校の割合が XX%に達することを指標として設定する(指標はプロジェクト対象地域における基礎モデル導入前の実態調査を踏まえて決定)。

(10)その他特記事項

JICA 安全対策措置にて邦人専門家の渡航が禁止されている地域で活動を行う場合は、別途安全管理部が規定する範囲で現地人材のみが渡航する。その他、本事業に関連する活動は JICA 安全対策措置に従って実施する。

4. 事業の枠組み

(1)スーパーゴール³²:

初等教育において、コミュニティ協働を通じて、基礎的学習成果が改善される。

(2)上位目標:

初等教育において、コミュニティ協働を通じて、基礎的学習成果の改善に資するモデルが定着・普及される。

指標及び目標値³³:

指標 1:対象地域における初等学校のうち、コミュニティの支援による学力改善の活動を 2 年間継続して実施している学校の割合が XX%に到達する。

指標 2:本プロジェクトで開発された基礎学力向上モデルが、プロジェクト対象地域以外の地域に導入される。

(3) プロジェクト目標:

対象地域を超えた展開に向けて、コミュニティ全体の連携を通じた、初等教育の基礎学力の向上を図るための戦略が確立される。

指標及び目標値:

指標 1:対象地域において、コミュニティ協働による基礎学力向上モデルが確立され

³² 本事業では、事業枠組み外の中長期的目標として実施機関と共通認識をもつため、スーパーゴールを設置する。基礎学力改善モデルの板書型補習活動レベル確認テスト等を活用して確認することを想定する。

³³ 指標XX%の設定時期および経験共有パイロット活動対象地域の決定は、プロジェクト開始1年以内を目標とする。

る。

指標 2:全国レベルでのモデルの拡大展開に向けた戦略案が、連邦教育省により策定される。

(4) 成果

成果 1:パイロット県(ゾーン)において、学校運営強化のための持続可能で普及可能なモデル(機能する PTSA モデル)が確立される。

成果 2:パイロットゾーンにおいて、コミュニティ協働による基礎学力向上のための持続可能で普及可能なモデル(基礎学力改善モデル)が確立される。

成果 3:PTSA に対する質の高いモニタリング及び助言を行うための持続的で拡大展開可能なモデルが教育行政によって提案される。

成果 4:プロジェクト対象地域における経験が他地域にも共有される。

(5) 主な活動

1.1 過去の JICA 専門家支援を通じて開発されたモデルである PTSA の民主的再編、参加型且つ自立的な活動計画策定・資源管理、PTSA 連合の形成の実施状況を確認する。

1.2 PTSA 連合による会合や活動機会を活用して、PTSA 及び PTSA 連合に対する技術支援を行う。

1.3 機能する PTSA モデルの改善及び最終化を行う。

2.1 過去 JICA 専門家支援により導入された、PTSA を活用した基礎的学力向上モデルの実施状況を確認する。

2.2 基礎学力改善モデル(内容、手法等)の見直し及び改訂を行う。

2.3 モデル導入のため、パイロットゾーンにおいて講師研修(ToT)を実施する。

2.4 パイロットゾーンにおいて、PTSA 代表及び教員を対象とした研修を実施する。

2.5 基礎的学力向上に対するモデルの有効性を確認するための簡易調査を実施する。

2.6 基礎学力改善モデルの改善及び最終化を行う。

2.7 パイロットゾーン内の関係者を対象とした経験共有会の開催に向け、PTSA 連合に対する技術支援を行う。

3.1 成果 1 及び成果 2 に係るパイロットゾーンでの経験及び教訓を整理する。

3.2 パイロットゾーンで確立されたモデルを対象地域内の他ゾーンに導入するため、一連の研修を実施する。

3.3 PTSA 間及び PTSA 連合間の相互の学び促進並びに教育行政による能力強化を目的として、ゾーンレベルの PTSA ネットワーク構築に係るパイロット活動を実施

する。

3.4 対象地域内で、州教育局、ゾーン教育局、郡(ワレダ)教育事務所を対象とした経験共有ワークショップを実施する。

4.1 コミュニティ協働による基礎的学力向上に係る戦略策定のためのワークショップを実施する。

4.2 対象地域外の関係者の参加のもと、経験共有ワークショップを開催する。

4.3 対象地域外のワレダにおいて、プロジェクトで開発されたモデル導入のための小規模の経験共有パイロット活動を実施する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 連邦教育省の基礎教育分野における方針(コミュニティ協働による学校運営改善の重要性等)が維持される。
- ・ 連邦及び各州教育局において、本事業実施に必要な人的及び財政的資源が確保される。

(2) 外部条件

- ・ JICA 拠点の退避や対象地域での活動に支障が出る程にエチオピアの治安が悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去類似する「みんなの学校」案件として、ニジェール、マリ、セネガル、ブルキナファソ、マダガスカルといった仏語圏、近年では、ガーナ、マラウイといった英語圏にて、コミュニティ協働型教育改善プロジェクトが実施されている。ニジェール「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト」(評価年度:2020 年)、セネガル「教育環境改善プロジェクト」(評価年度:2019 年)、ブルキナファソ「学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ 2」(評価年度:2016 年)の教訓では、学校運営委員会の機能化や活動の質・継続性のばらつき、モニタリング体制や制度面での予算・人員配置等の確保といった課題が、モデル導入初期から全国展開・普及の段階にかけて発生したが、教育省及び地方教育行政が中心となり、関係アクター(学校運営委員会、コミュニン、教員等)を巻き込みつつ、制度化(政策承認・法令整備)、能力強化研修、モニタリング体制の構築に加え、学校運営委員会の連合・ネットワーク形成やフォーラム等を通じた情報共有・相互学習の仕組みを導入・強化した結果、住民参加の定着、学校運営の透明性・説明責任の向上、学校レベルでの活動の継続性向上、さらに教育改善モデルの普及・制度化の進展につながった。

本事業では、基礎的学力向上をコミュニティ協働型アプローチによって推進し、将来的な制度化及び拡大展開を目指すことから、PTSA の機能不全や制度的基盤の不足、持続性等の問題が発生しないよう、事業初期段階から、連邦教育省及び地

方教育行政が主体となり、PTSA 等の重要アクターを早期に巻き込み、政策承認・予算措置・人材配置を含む制度設計を留意するとともに、継続的なモニタリング体制の構築、PTSA の民主的運営やネットワーク形成による地域レベルでの情報共有や学び合いの場をプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、コミュニティ協働による学校運営改善の推進を通じて、生徒の基礎的学力向上に資するものであり、SDGs ゴール 4「質の高い教育をみんなに」及びゴール 5「ジェンダー平等を実現しよう」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了時

事後評価

以上

<総括の役割>

1. プロジェクトチームの日本側責任者として、C/P と密に協議してプロジェクト実施方針を検討し、他の専門家と構成する日本側チームをまとめ、プロジェクトを統括する。
2. 合同調整委員会(JCC)を設置、実施し、必要に応じてプロジェクト関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を検討、実施する。
3. 合同調整委員会(JCC)やその下に設置されるタスクフォースにおいて進捗状況、成果、課題、教訓等について報告し、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。
4. 進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
5. JICA が指定するモニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 人間開発部及び事務所に遅延なく提出する。その際、日本側プロジェクトチームと調整を行い、同チームが担う活動部分を含めて報告書を一本化する。
6. 業務調整担当専門家が行う予算管理、プロジェクト備上スタッフの業務や労務管理に関して、滞りなく実施されるよう指導・助言する。
7. その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組みや働きかけを、JICA(人間開発部・事務所)及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。
8. プロジェクトの成果に関して、C/P との連携を通じエチオピア国内外において本プロジェクトで得られた知見の発信や共有を行う。また、他の開発パートナーや民間企業との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する。

(参考)別途派遣する専門家の業務内容

<指導科目>

業務調整 / 研修計画

<派遣の目的>

本事業において「業務調整／研修計画」専門家は、コミュニティ協働型学校運営モデルの開発・普及に向け、他の専門家と連携しながらプロジェクトの運営管理を担い、事業の円滑な実施及び目標達成に寄与する。

具体的には、プロジェクト活動が計画どおり実施されるよう、ローカルスタッフの雇用・管理、在外事業強化費を含む予算・調達管理、各種研修の計画・実施支援を行う。また、連邦教育省及び州教育局をはじめとする政府関係機関、学校関係者、地域コミュニティ、開発パートナー等との連携・調整を担うとともに、事業進捗や成果に関する報告・情報共有を行い、関係者間の円滑なコミュニケーション及び協働体制の構築を支援する。さらに、モデルの普及展開に必要な研修の運営支援や関係機関との調整を通じて、持続可能な学校運営改善及び基礎学力向上に向けた取組を推進する。

<期待される成果>

- (1) プロジェクトの円滑な実施に向けて、全体の進捗状況の管理を補佐する。
- (2) 予算執行、調達、契約・資金管理が適切に行われる。
- (3) みんなの学校アプローチの導入・普及に係る研修計画が策定・実施され、関係者の能力向上に寄与する。
- (4) 他ドナーや関連プロジェクトとの連携が促進され、プロジェクトの成果が発信される。

<活動内容>

- (1) プロジェクトの円滑な実施に向けて、全体の進捗状況の管理を補佐する。
 - ・プロジェクト実施計画案(年間計画、四半期計画等)を作成する。
 - ・専門家チーム、カウンターパート(C/P)、JICA エチオピア事務所等との定期的な会議の実施・運営を補佐する。
 - ・専門家間及び C/P との連絡調整を行う。
 - ・JICA 事務所及び人間開発部との連絡調整を行う。
 - ・プロジェクト活動の進捗情報及び成果データを収集・整理する。
 - ・月例報告書、業務進捗報告書等の作成を支援する。

- ・必要に応じて、モニタリング結果及び課題分析を実施する。
- ・プロジェクト関係者への情報共有及びフィードバックを行う。
- ・JICA への各種報告書作成及び提出を支援する。

(2) 予算執行、調達、契約・資金管理が適切に行われる。

- ・在外事業強化費の予算執行計画及び執行状況を管理する。
- ・資機材などの調達手続きを JICA 規程に基づき実施する。
- ・ローカルスタッフの業務管理及び勤務状況の確認を行う。
- ・予算執行状況を定期的に確認し、必要に応じて執行計画を見直す。

(3) みんなの学校アプローチの導入・普及に係る研修計画が策定・実施され、関係者の能力向上に寄与する。

- ・年間研修計画及び研修実施スケジュールの策定を支援する。
- ・研修教材及び研修プログラムの作成を支援する。
- ・トレーナー育成研修(TOT)及び各種研修の実施を支援する。
- ・研修実施後のモニタリング及び評価を行い、次回研修に向けた改善策の作成を支援する。

(4) 他ドナーや関連プロジェクトとの連携が促進され、プロジェクトの成果が発信される。

- ・ドナー会合、関連プロジェクトとの協議等に参加し情報収集・共有を行う。
- ・プロジェクト成果及び好事例の取りまとめ、成果を発信する。